

令和3年度定期監査報告書

I 適用した監査基準

本定期監査は、大仙市監査委員監査基準に準拠して実施した。

II 監査等の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

III 監査の対象

1 監査の対象部署

花館財産区

2 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和3年9月30日

※必要に応じて対象期間以前及び対象期間以降監査日までの状況も対象とした。

IV 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査の主な着眼点は次のとおりである。

ア 事業の進ちょく状況

イ 予算の執行状況（収入率、執行率）

ウ 収入事務

エ 支出事務

オ 契約の状況

カ 債権の管理状況

V 監査の主な実施内容

1 書面審査

大仙市監査委員監査基準に基づき、下記の事項について監査対象部署から関係資料等の提出を求め、書面審査を行った。

(1) 業務の概要（職員の配置及び主要事業等）

(2) 歳入及び歳出予算の執行状況

(3) 契約の状況（業務委託）

(4) 滞納債権の状況

2 予備監査

予備監査として事務局職員が対象部署へ出向き、関係諸帳簿類等の審査を行った。

3 本監査

予備監査終了後、監査委員による本監査として、対象部署に対して対面による質疑及び関係帳簿類等の審査を行った。

VI 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

予備監査は対象部署に属する施設内で行い、本監査は監査委員事務局において実施した。

2 日程

10月12日	監査の実施通知
11月29日	予備監査
12月21日	監査委員による本監査（対面監査）
1月18日	監査結果の報告 監査委員合議
1月20日	部長講評
2月 3日	監査結果報告書の提出

VII 監査の結果

上記IV及びVにより監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は概ね適正に執行されていると認める。

VIII 監査の意見

1 補助金について

財産区住民の団体等に交付している補助金は、住民福祉の増進に資することを目的とし交付されているが、財産区の補助は財産区の財産の維持管理上必要な場合に限られていることから、当該経費を繰出金として市の一般会計に繰り出し、市の事業として行うなど、適切な方法により支出されたい。

2 土地貸付料について

土地貸付収入の滞納者は4名となっており、うち2件については当初の契約者が死亡し、相続人と新たな賃貸借契約を締結することも原状回復した上で土地を返却してもらうことも見込めない状況である。

回収が困難な債権については、法的手段も含め迅速に実効性のある取り組みについて検討されたい。